

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

2問 今回の改正案では、履行の強制に関する414条が  
変更されているが、その趣旨は何か。何か変更しなけ  
ればならない必要性があったのか、法務当局に問う。

(答)

### 1 現行法の規定

現行法第414条第1項本文においては、債権者は債務者が任意に債務の履行をしないときには履行の強制を裁判所に請求することができるとされている。この規定は、債権の効力として、債権者は国家の助力を得て債権を実現することができることを定めたものといえる(注)。

また、現行法第414条第2項及び第3項には、履行の強制の具体的な方法を定めた規定も置かれている。

### 2 改正の理由

もっとも、債務の履行を強制する具体的な方法については、民法のほかに民事執行法にも規定があるため、民法と民事執行法の規定を整理し、強制執行の手続に関する規定については手続法である民事執行法に一元的に定めることとするのが合理的である。

そこで、改正法案においては、債権者は債務者が任意に債務を履行しないときには履行の強制を裁判所に請求することができるとする現行法第414条第1項の規定を基本的に維持した上で、履行の強制の手続に関する同条第2項及び第3項については、現行法の規定を削除し、民事執行法において規定することとしている(第414条)。

### 3 結論

このように、民法や民事執行法に分かれる関係規定を合理的で分かりやすく配置し直すことで、法律の理解を容易にす

るというメリットがあるものと考えている。

(注) 現行法第414条第1項について、「強制履行」とは、強制の態様の一つである直接強制を意味しており、これも履行の強制の具体的な方法を定めた規定であるという解釈が有力とされていた。

しかし、現在では、本文のような解釈が一般的なものとなっている。

### (参照条文)

#### ○民法

改 正 案	現 行
(履行の強制)  第四百四十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、 <u>民事執行法その他強制執行の手続に関する法令</u> の規定に従い、 <u>直接強制</u> 、 <u>代替執行</u> 、 <u>間接強制</u> その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。 ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。	(履行の強制)  第四百四十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、 <u>その強制履行</u> を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。
(削る)	<u>2 債務の性質が強制履行を許さない場合</u> において、 <u>その債務が作行為を目的とする</u> ときは、債権者は、債務者の費用で <u>第三者にこれをさせること</u> を裁判所に請求することができる。ただし、 <u>法律行為を目的とする債務</u> については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる。
(削る)	<u>3 不作行為を目的とする債務</u> については、債務者の費用で、債務者がした行為の

<p>2 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。</p>	<p>結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすることを裁判所に請求することができる。</p>
	<p>4 前三項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。</p>

## ○民事執行法

改 正 案	現 行
<p>(代替執行)</p> <p>第百七十二条 次の各号に掲げる強制執行は、執行裁判所がそれぞれ当該各号に定める旨を命ずる方法により行う。</p> <p>一 作為を目的とする債務についての強制執行 債務者の費用で第三者に当該作為をさせること。</p> <p>二 不作為を目的とする債務についての強制執行 債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすべきこと。</p>	<p>(代替執行)</p> <p>第百七十二条 民法第四百四十四条第二項本文又は第三項に規定する請求に係る強制執行は、執行裁判所が民法の規定に従い決定をする方法により行う。</p>
2～6 (略)	2～6 (略)
<p>(意思表示の擬制)</p> <p>第百七十四条 意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾、調停若しくは労働審判に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の証明すべき事実の到来に係るときは第</p>	<p>(意思表示の擬制)</p> <p>第百七十四条 (同左)</p>

二十七条第一項の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他の債務者の証明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。

2・3 (略)

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

3問 「直接強制」とは何か、また、直接強制について「債務の性質がこれを許さないとき」とはどのような場合なのか、法務当局に問う。

(答)

「直接強制」とは、執行機関が直接に執行の目的たる利益状態を実現する方法をいう(注1)。例えば、動産の引渡し又は不動産の明渡しを目的とする債権につき債務者の占有を解いて債権者の占有に移すことが、この直接強制に該当する。

○ また、「債務の性質がこれを許さないとき」とは、債務の性質により国家の助力を得て債権を実現することができないときを意味するものである(注2)。

例えば、画家が絵を描く債務など、債務者が自由な意思で創造的活動を行うことが債務の本旨に従った履行の前提となっているような場合には、直接強制はすることができないと解されている。

(注1) 中野貞一郎『民事執行法(増補新訂6版)』(青林書院、2011) 10頁参照

(注2) 現行法の文言を維持したものであって、改正法案においてその意味が変わるものではない。ただし、現行法第414条の下では、「強制履行を許さない」(同条第2項)とは、強制の態様の一つである直接強制によることが許されないことを意味しており、直接強制ができない場合に間接強制や代替執行などの他の態様の強制ができる旨の解釈があり得た。これに対して、改正法案においては、強制の態様による区別を設けていないため、およそ強制の態様を問わず、債権の効力として、国家の助力を得て債権を実現することができないことを定めたものであることが明確になっている。もっとも、改正法案の下でも、作為義務については、直接強制は認められないが、その点でも改正法案第414条ただし書で読むという理解はある

り得る。

(参照条文)

○民法

改 正 案	現 行
<p>(履行の強制)</p> <p>第四百四十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、<u>民事執行法</u>その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。</p> <p>ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。</p> <p>(削る)</p>	<p>(履行の強制)</p> <p>第四百四十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、<u>その強制履行</u>を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。</p>
<p>(削る)</p>	<p>2 <u>債務の性質が強制履行を許さない場合</u>において、<u>その債務が作為を目的とするときは、債権者は、債務者の費用で第三者にこれをさせることを裁判所に請求することができる</u>。ただし、<u>法律行為を目的とする債務については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる</u>。</p>
<p>2 <u>前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。</u></p>	<p>3 <u>不作為を目的とする債務については、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすることを裁判所に請求することができる</u>。</p> <p>4 <u>前三項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。</u></p>

## ○民事執行法

改 正 案	現 行
<p>(代替執行)</p> <p>第百七十二条 次の各号に掲げる強制執行は、執行裁判所がそれぞれ当該各号に定める旨を命ずる方法により行う。</p> <p>一 作行為を目的とする債務についての強制執行 債務者の費用で第三者に当該作行為をさせること。</p> <p>二 不作行為を目的とする債務についての強制執行 債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすべきこと。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(代替執行)</p> <p>第百七十二条 民法第四百四十四条第二項本文又は第三項に規定する請求に係る強制執行は、執行裁判所が民法の規定に従い決定をする方法により行う。</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(意思表示の擬制)</p> <p>第百七十四条 意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾、調停若しくは労働審判に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の証明すべき事実の到来に係るときは第二十七条第一項の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他の債務者の証明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付</p>	<p>(意思表示の擬制)</p> <p>第百七十四条 (同左)</p>

与された時に意思表示をしたもののみ  
なす。

2・3 (略)

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

4問 「代替執行」とは何か、また、代替執行について「債務の性質がこれを許さないとき」とはどのような場合なのか、法務当局に問う。

(答)

「代替執行」とは、代替的作為債務(建築物の取壟など)等につき、債権者が自ら又は第三者により作為内容を実現できる旨の授権及びその費用を債務者から取り立て得る旨の授権を執行裁判所より受けて、これに基づき債権者又は第三者が権利内容を実現し、これに要した費用を債務者から取り立てるという方法である(注1)。

また、「債務の性質がこれを許さないとき」とは、債務の性質により国家の助力を得て債権を実現することが許されないと意味するものである(注2)。

例えば、(先ほど述べた)画家が絵を描く債務など、債務者が自由な意思で創造的活動を行うことが債務の本旨に従った履行の前提となっているような場合には、代替執行はすることができないと解されている。

(注1) 中野貞一郎『民事執行法(増補新訂6版)』(青林書院、2011) 10頁

(注2) 現行法の文言を維持したものであって、改正法案においてその意味が変わるものではない。ただし、現行法第414条の下では、「強制履行を許さない」(同条第2項)とは、強制の態様の一つである直接強制によることが許されないことを意味しており、直接強制ができない場合に間接強制や代替執行などの他の態様の強制ができる旨の解釈があり得た。これに対して、改正法案においては、強制の態様による区別を設けていないため、およそ強制の態様を問わず、債権の効力として、国家の助力を得て債権を実現することがで

きないことを定めたものであることが明確になっている。もつとも、改正法案の下でも、作為義務については、直接強制は認められないが、その点でも改正法案第414条ただし書で読むという理解はあり得る。

### (参照条文)

#### ○民法

改 正 案	現 行
(履行の強制)  第四百四十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、 <u>民事執行法</u> その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、 <u>直接強制</u> 、 <u>代替執行</u> 、 <u>間接強制</u> その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。 ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。  (削る)	(履行の強制)  第四百四十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、 <u>その強制履行</u> を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。  2. <u>債務の性質が強制履行を許さない場合</u> において、 <u>その債務が作為を目的とする</u> ときは、債権者は、債務者の費用で第三者にこれをさせることを裁判所に請求することができる。ただし、 <u>法律行為を目的とする債務</u> については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる。  3. <u>不作為を目的とする債務</u> については、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適當な処分をすることを裁判所に請求するこ
2. 前項の規定は、損害賠償の請求を妨	

げない。

とができる。

4 前三項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

## ○民事執行法

改 正 案	現 行
(代替執行) 第百七十二条 次の各号に掲げる強制執行は、執行裁判所がそれぞれ当該各号に定める旨を命ずる方法により行う。 一 作為を目的とする債務についての強制執行 債務者の費用で第三者に当該作為をさせること。 二 不作為を目的とする債務についての強制執行 債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすべきこと。 2～6 (略)	(代替執行) 第百七十二条 民法第四百四十四条第二項本文文は第三項に規定する請求に係る強制執行は、執行裁判所が民法の規定に従い決定をする方法により行う。 2～6 (略)
(意思表示の擬制) 第百七十四条 意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾、調停若しくは労働審判に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の証明すべき事実の到来に係るときは第二十七条第一項の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引換え	(意思表示の擬制) 第百七十四条 (同左)

又は債務の履行その他の債務者の証明  
すべき事実のないことに係るときは次  
項又は第三項の規定により執行文が付  
与された時に意思表示をしたものとみ  
なす。

2・3 (略)

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

5問 「間接強制」とは何か、また、間接強制について「債務の性質がこれを許さないとき」とはどのような場合なのか、法務当局に問う。

(答)

「間接強制」とは、債務者の不履行について、執行裁判所が、金銭の支払を命ずることによって債務者に心理的な強制を与え、債務者による履行を強いる方法である(注1)。

また、「債務の性質がこれを許さないとき」とは、債務の性質により国家の助力を得て債権を実現することが許されないときを意味するものである(注2)。

例えば、(先ほど述べた)画家が絵を描く債務のほか、夫婦が同居すべき義務については、間接強制はすることができないと解されている(注3)。

(注1) 中野貞一郎『民事執行法(増補新訂6版)』(青林書院、2011) 10頁

(注2) 現行法の文言を維持したものであって、改正法案においてその意味が変わるものではない。ただし、現行法第414条の下では、「強制履行を許さない」(同条第2項)とは、強制の態様の一つである直接強制によることが許されないことを意味しており、直接強制ができない場合に間接強制や代替執行などの他の態様の強制ができる旨の解釈があり得た。これに対して、改正法案においては、強制の態様による区別を設けていないため、およそ強制の態様を問わず、債権の効力として、国家の助力を得て債権を実現することができないことを定めたものであることが明確になっている。もっとも、改正法案の下でも、作為義務については、直接強制は認められないが、その点でも改正法案第414条ただし書で読むという理解はあり得る。

(注3) 我妻栄『新訂 債権総論』(岩波書店, 2007) 93頁は、「債務者の意思を強制してなさしめたのでは債権の内容に適した給付となりえないものについては、間接強制は許されない。債務者の芸術的操作を必要とする給付のようなものは多くはこれに属する。判例は、妻の同居義務についても、この理由を挙げる。」としている。

(参照条文)

○民法

改 正 案	現 行
(履行の強制)  第四百十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、 <u>民事執行法</u> その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。	(履行の強制)  第四百十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、 <u>その強制履行</u> を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。
(削る)	<u>2 債務の性質が強制履行を許さない場合において、その債務が作為を目的とするときは、債権者は、債務者の費用で第三者にこれをさせることを裁判所に請求することができる。ただし、法律行為を目的とする債務については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる。</u>
(削る)	<u>3 不作為を目的とする債務については、債務者の費用で、債務者がした行為の</u>

<p>2 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。</p>	<p>結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすることを裁判所に請求することができる。</p>
	<p>4 前三項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。</p>

## ○民事執行法

改 正 案	現 行
(代替執行)	
第百七十二条 次の各号に掲げる強制執行は、執行裁判所がそれぞれ当該各号に定める旨を命ずる方法により行う。	第百七十二条 民法第四百四十四条第二項本文又は第三項に規定する請求に係る強制執行は、執行裁判所が民法の規定に従い決定をする方法により行う。
一 作為を目的とする債務についての強制執行 債務者の費用で第三者に当該作為をさせること。	
二 不作為を目的とする債務についての強制執行 債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすべきこと。	
2～6 (略)	2～6 (略)
(意思表示の擬制)	
第百七十四条 意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾、調停若しくは労働審判に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の証明すべき事実の到来に係るときは第	(意思表示の擬制)
	第百七十四条 (同左)

二十七条第一項の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他の債務者の証明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。

2・3 (略)

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

6問 「その他 の方法による履行の強制」とは、具体的に  
何を想定しているのか、法務当局に問う。

(答)

「その他 の方法による履行の強制」としては、意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決等がある場合について、その確定等の時に意思表示をしたものとみなすという、意思表示の擬制の方法などが想定されている(注)。

○(注)例えば、不動産の所有権移転登記手続を命ずる判決の確定により、登記申請の意思表示をしたとみなされる場合が挙げられる(民事執行法第174条)。登記申請の意思表示がみなされることにより、債権者単独の申請により当該登記が可能になる(不動産登記法第63条第1項参照)。

(参照条文)

○民法

改 正 案	現 行
<p>(履行の強制)</p> <p>第四百四十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、<u>民事執行法</u>その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、<u>直接強制</u>、<u>代替執行</u>、<u>間接強制</u>その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。</p> <p>ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。</p> <p>(削る)</p>	<p>(履行の強制)</p> <p>第四百四十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、<u>その強制履行</u>を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。</p> <p>2 債務の性質が強制履行を許さない場合において、その債務が作為を目的と</p>

<p>(削る)</p> <p>2 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。</p>	<p>するときは、債権者は、債務者の費用で第三者にこれをさせることを裁判所に請求することができる。ただし、法律行為を目的とする債務については、裁判をもって債務者の意思表示に代えことができる。</p> <p>3 不作為を目的とする債務については、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすることを裁判所に請求することができる。</p> <p>4 前三項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。</p>
---	--

## ○民事執行法

改 正 案	現 行
<p>(代替執行)</p> <p>第百七十二条 次の各号に掲げる強制執行は、執行裁判所がそれぞれ当該各号に定める旨を命ずる方法により行う。</p> <p>一 作為を目的とする債務についての強制執行 債務者の費用で第三者に当該作為をさせること。</p> <p>二 不作為を目的とする債務についての強制執行 債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすべきこと。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(意思表示の擬制)</p>	<p>(代替執行)</p> <p>第百七十二条 民法第四百四十四条第二項本文又は第三項に規定する請求に係る強制執行は、執行裁判所が民法の規定に従い決定をする方法により行う。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(意思表示の擬制)</p>

○ 第百七十四条 意思表示をすべきことを  
債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾、調停若しくは労働審判に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の証明すべき事実の到来に係るときは第二十七条第一項の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他の債務者の証明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。

2・3 (略)

○ 第百七十四条 (同左)

## ○不動産登記法

### (判決による登記等)

○ 第六十三条 第六十条、第六十五条又は第八十九条第一項（同条第二項（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により申請を共同してしなければならない者の方に登記手続をすべきことを命ずる確定判決による登記は、当該申請を共同してしなければならない者の他方が単独で申請することができる。

2 相続又は法人の合併による権利の移転の登記は、登記権利者が単独で申請することができる。

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

7問 ビットコインを決済方法として用いた取引は、売買契約であるか、交換契約であるか、法務当局に問う。

(答)

1 売買と交換とを区別する基準からの抽象的検討

売買と交換とを区別する基準は、当事者の一方が交付する目的物が「金銭」であるか「金銭の所有権以外の財産権」であるかという点にある(第586条参照)。そして、「金銭」については、民法においては、第402条にいう「通貨」、すなわち、強制通用力をもつものを指し、それ以外のものは金銭類似の機能を有するものであっても金銭そのものではないことが前提とされていると考えられる。このような考え方を前提とすれば、金銭ではないビットコインは売買契約における「代金」となり得ないということになるため、交換契約とも考えられる。もっとも、ビットコインを対価とする契約については、ビットコインの移転に伴う手続の履行をも負担するなどの特色があると考えられることから、売買契約でも交換契約でもない無名契約であると解する余地があるとも考えられる。

2 具体的事例での検討

さらに、ビットコインを決済方法として用いる取引において、売買契約か交換契約かの区別が問題となり得る具体的な事例を想定してみると、例えば、ビットコインを用いた決済をすることができる店舗において、客が1万円の商品を購入する際に、ビットコインを用いて決済したという事案を挙げることができる。

このような事案においては、当事者間において、その商品に関する売買契約を締結した上で、代金の支払に関してビットコインによる代物弁済の合意をしていると解する余地があ

るものと考えられる。

(参照条文)

(売買)

第五百五十五条 売買は、当事者的一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うこと約することによって、その効力を生ずる。

#### 第四節 交換

第五百八十六条 交換は、当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって、その効力を生ずる。

○ 2 当事者的一方が他の権利とともに金銭の所有権を移転することを約した場合におけるその金銭については、売買の代金に関する規定を準用する。

(金銭債権)

第四百二条 債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。

○ 2 債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期に強制通用の効力を失っているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。

○ 3 前二項の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合について準用する。

平成29年5月25日（木）  
山口 和之（無所属）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

8問 マイルやポイントを決済方法として用いた取引は、  
売買契約であるか、交換契約であるか、法務当局に問  
う。

（答）

1. 売買と交換とを区別する基準からの抽象的検討

先ほど申し上げた（「金銭」が、民法においては、第402条にいう「通貨」、すなわち、強制通用力をもつものを指し、それ以外のものは金銭類似の機能を有するものであっても金銭そのものではない、との）考え方を前提とすれば、金銭ではないマイルやポイントについても、売買契約における「代金」となり得ないということになるため、これを直接の対価とする契約が締結された場合には、交換契約となるとも考えられる。もっとも、マイルやポイントについては個人が直接これを第三者に移転することが許容されていないことが多いものと考えられるため、マイルやポイント自体を対価とする契約は、実際には存しないものと考えられる。

2. 具体的事例での検討

また、例えば、マイルやポイントを発行している企業の商品を購入する際に、マイルやポイントを用いて決済したという事案においては、当事者間において、その商品に関する売買契約の代金額に関してはマイルやポイントに相当する値引きをする合意をしていると解する余地があるものと考えられる。

さらに、例えば、マイルやポイントを発行している企業以外の企業の店舗で商品を購入する際に、マイルやポイントを用いて決済したという事案では、当事者間において、その商品に関する売買契約を締結した上で、代金の支払に関してマイルやポイントによる代物弁済の合意をしていると解する余

地があるものと考えられる。

(参照条文)

(売買)

第五百五十五条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

#### 第四節 交換

第五百八十六条 交換は、当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって、その効力を生ずる。

○ 2 当事者の一方が他の権利とともに金銭の所有権を移転することを約した場合におけるその金銭については、売買の代金に関する規定を準用する。

(金銭債権)

第四百二条 債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。

○ 2 債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期に強制通用の効力を失っているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。

○ 3 前二項の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合について準用する。

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

9問 ある取引が、売買契約とされた場合と、交換契約とされた場合とでどのような違いが生じるのか、そもそも、売買契約と交換契約を区別する実益はどこにあるのか、法務当局に問う。

(答)

1 売買契約されるか交換契約されるかによって生ずる違い  
民法は売買について詳細な規定を置いているが、これらの売買に関する規定は、第559条によって、売買以外の有償契約に原則として準用されている。したがって、基本的には同様の規律が適用されるものである。もっとも、ごく細かな違いを考えてみると、例えば、AとBとがそれぞれの有する不可分な財産を交換する旨を約した事案において、AがBに対して給付した財産が契約の内容に適合しないものであった場合に、Bは、第599条において準用する第563条に基づき、売買の代金減額請求に相当する請求をすることができないとの違いが生ずる。これは、交換契約においては「代金」が存在せず、売買契約であれば代金に相当する物が不可分であれば、その物の一部を給付するということもできないためである。

2 売買契約と交換契約とを区別する実益

このように、売買契約においては「代金」があり、これは可分であるのに対し、交換契約においては不可分な財産が給付されることもあることから、それぞれの契約を一応区別する実益はあると考えられるが、多くの場合については、両者を区別して議論する実益には乏しいものと考えられる。

(参照条文)

(売買)

第五百五十五条 売買は、当事者的一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(有償契約への準用)

第五百五十九条 この節の規定は、売買以外の有償契約について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

#### 第四節 交換

第五百八十六条 交換は、当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって、その効力を生ずる。

○ 2 当事者的一方が他の権利とともに金銭の所有権を移転することを約した場合におけるその金銭については、売買の代金に関する規定を準用する。

(参照条文)

改 正 法	現 行
<p><u>(買主の代金減額請求権)</u></p> <p><u>第五百六十三条 前条第一項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</u></p> <p>一 <u>履行の追完が不能であるとき。</u></p> <p>二 <u>売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p>三 <u>契約の性質又は当事者の意思表示</u></p>	<p>(新設)</p>

により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

## 參・法務委員會 對法務當局(民事局)

10問 近年、レンタルオフィスと呼ばれる契約が増えており、オフィスを提供する側の説明では、サービス利用契約若しくは施設利用契約であって、賃貸借契約ではないと言われていることが多いようであるが、そもそも、賃貸借契約の要素とは何か、また、レンタルオフィス契約が賃貸借契約に当たらない場合とは、どのような場合なのか、法務当局に問う。

(答)

## 1 賃貸借契約の要素

## 1 賃貸借契約の要素

賃貸借契約は、現行法の条文上、①当該物の使用及び収益を相手方(賃借人)にさせることと、ある物の使用及び収益を相手方(賃借人)にさせることと、②相手方(賃借人)がこれに対して賃料を支払うことを約することによって成立するとされている。

もっとも、賃貸借契約が終了したときに賃借人が目的物を返還する義務を負うことも、賃貸借契約の本質的な要素であることから、改正法案では、③引渡しを受けた物を契約が終了したときに賃借人が賃貸人に返還することを約することも、賃貸借契約の成立要件として明記している（第601条）。

## 2 レンタルオフィスが賃貸借に当たらない場合

レンタルオフィスが賃貸借に当たるかどうかを判断するに当たっては、レンタルオフィスの利用者が対象物につき使用・収益権を有しているかが重要と考えられる。

例えば、利用者がオフィスのスペース等を独占的に使用するのではなく、その空間を多数の第三者と共に用しているといったケースでは、物の使用・収益権を有しているとは判断されず、賃貸借契約には当たらないと認定されることがあると考えられる。

(参照条文)

改正案	現行
<p>(賃貸借)</p> <p>第六百一条 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。</p>	<p>(賃貸借)</p> <p>第六百一条 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。</p>

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

11問 レンタルオフィス契約において、利用者の支払が滞った場合、契約者の入室を認めないとといった措置をとることには、問題がないのか、また、利用者が物権的返還請求権を主張してオフィス内の物の返還を求めた場合に、オフィス提供側がそれを拒むことはできるのか、法務当局に問う。

(答)

一般的に言えば、例えば、賃貸借契約において、賃借人による賃料の支払が滞った場合に、その入室を認めないとといった対抗措置を取ること、すなわち、いわゆる自力救済を行うことは、判例では原則として認められていない(注)。

他方で、賃貸借契約において、期限どおりに支払がされない場合には賃料の支払がされるまで入室を禁じたり、室内の物品の返還を拒むことができるとする旨の特約を設けることは、一般論としては可能である。

もっとも、当該契約の性質や内容、当事者間の関係など、個別の事情によっては、これらの特約が公序良俗に反する、権利の濫用に当たるといったことは、あり得るものである。

(注) 判例(最判昭和40年12月7日)は、「私力の行使は、原則として法の禁止するところであるが、法律に定める手続きによつたのでは、権利に対する違法な侵害に対抗して現状を維持することが不可能又は著しく困難であると認められる緊急やむを得ない特別の事情が存する場合においてのみ、その必要の限度を超えない範囲内で、例外的に許されるものと解することを妨げない。」としている。

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

12問 法制審議会では、新しい契約類型の追加等について、どのような議論が行われたのか、法務当局に問う。

(答)

1 典型契約とは

現行法には、売買、消費貸借等の13種類の典型契約についての定めが置かれている(注1)。これは、現行法の起草時に、諸外国の法制や我が国の取引の実態を勘案して、主要な契約についての規定を設けることとしたものである。

2 改正法案の立案過程における検討

改正法案の立案過程においては、現代の取引の実態を踏まえ、主としてファイナンス・リース契約及びライセンス契約についての規定を追加することが検討された(注2)。

もっとも、ファイナンス・リース契約についての規定を設けることに対しては、ファイナンス・リース契約が税務や会計の影響によって契約内容が変わり得るものであり、実態と整合的な規定を基本法である民法に設けることは困難であると考えられ、リース会社が担保責任を負わない旨の規定などが設けられることによってユーザーの保護に欠ける事態が生ずることも懸念された。

また、ライセンス契約についての規定を設けることに対しては、著作権や商標など様々なライセンスの対象を想定して共通の規定を設けることは困難であると考えられた上、主として事業者間で締結される契約であるため、民法に設けるのが相当かについては疑問を呈する意見が少なくなかった。

3 結論

このような経緯などから、改正法案においては、ファイナ

ンス・リース契約及びライセンス契約に関する規定を設けることはしなかった。

以上その他、法制審議会においては、当初、委任や請負等に該当しないサービス契約についての規定を設けることも検討されていたが（注3），多種多様なサービス契約に対応する規定を設けることは困難であるとの意見があつたことなどから、規定を設けることは見送られており、これらについては、引き続き、個別の事案に応じた対応に委ねることとしている。

（注1）現行法における典型契約は、①贈与、②売買、③交換、④消費貸借、⑤使用貸借、⑥賃貸借、⑦雇用、⑧請負、⑨委任、⑩寄託、⑪組合、⑫終身定期金、⑬和解である。

（注2）「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（平成25年2月26日決定）では、次のような提案がされていた。

### 第38、15 賃貸借に類似する契約

#### （1）ファイナンス・リース契約

賃貸借の節に次のような規定を設けるものとする。

ア 当事者的一方が相手方の指定する財産を取得してこれを相手方に引き渡すこと並びに相手方による当該財産の使用及び収益を受忍することを約し、相手方がその使用及び収益の対価としてではなく当該財産の取得費用等に相当する額の金銭を支払うことを約する契約については、民法第606条第1項、第608条第1項その他の当該契約の性質に反する規定を除き、賃貸借の規定を準用するものとする。

イ 上記アの当事者的一方は、相手方に対し、有償契約に準用される売主の担保責任（前記第35、4以下参照）を負わないものとする。

ウ 上記アの当事者的一方がその財産の取得先に対して売主の担保責任に基づく権利を有するときは、上記アの相手方は、その当事者的一方に対する意思表示により、当該権利（解除権及び代金減額請求権を除く。）を取得することができるものとする。

#### （2）ライセンス契約

賃貸借の節に次のような規定を設けるものとする。

当事者的一方が自己の有する知的財産権（知的財産基本法第2条第2項参照）に係る知的財産（同条第1項参照）を相手方が利用することを受忍することを

約し、相手方がこれに対してその利用料を支払うことを約する契約については、前記4(2)から(5)まで（賃貸人たる地位の移転等）その他の当該契約の性質に反する規定を除き、賃貸借の規定を準用するものとする。

(注) 上記(1)及び(2)のそれぞれについて、賃貸借の節に規定を設けるのではなく新たな典型契約とするという考え方、そもそも規定を設けないという考え方がある。

(注3) 民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理では、以下の記述がある。

#### 第50 準委任に代わる役務提供型契約の受皿規定

##### 1 新たな受皿規定の要否

役務提供型に属する典型契約として、民法には、雇用、請負、委任及び寄託が規定されているが、現代社会における種々のサービスの給付を目的とする契約の中には、これらのいずれかに性質決定することが困難なものが多いとされている。これらについては、無名契約や混合契約などとして処理されるほか、準委任の規定（民法第656条）が言わば受皿としての役割を果たしてきたとされているが、同条において準用される委任の規定内容は、種々の役務提供型契約に適用されるものとして必ずしも妥当でないとの指摘がある。また、既存の役務提供型の典型契約の中にも、適用範囲の見直しが提案されているものがある（前記第48、1、第49、5）。これらを踏まえ、既存の典型契約に該当しない役務提供型の契約について適用される規定群を新たに設けることの要否について、請負の規定が適用される範囲（前記第48、1）や、準委任に関する規定が適用される範囲（前記第49、5）との関係などにも留意しながら、更に検討してはどうか。

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

13問 パンデクテン方式とは何か、また、パンデクテン方式以外の民法典の方式にはどのようなものがあり、なぜ日本の民法典では、パンデクテン方式以外の方式でなく、パンデクテン方式が採用されたのか、法務当局に問う。

(答)

1 パンデクテン方式について

パンデクテン方式とは、共通に適用される一般的な規定を冒頭に配置し、個別の法律関係についてはその後に規定するという構成であり、我が国の民法はこの方式を採用している。具体的には、我が国の民法においては、第1編「総則」、第2編「物権」、第3編「債権」、第4編「親族」及び第5編「相続」の全5編で構成されており、冒頭の第1編には、第2編以下に共通の事項が規定されている。また、第2編から第5編までの中には、それぞれ冒頭に「総則」の章が置かれており、それに続く各章に共通の事項が規定されている。

2 パンデクテン方式以外の方式

パンデクテン方式とは異なる方式としては、ユスチアヌス方式あるいはインスティテュティオネス方式と呼ばれるものがあり、この方式では、人、物、債務に分けて規定するという構成となる。例えば、フランスの民法においては、第1編「人」、第2編「財産及び所有権の様々な変容」、第3編「所有権を取得する様々な仕方」の全3編で構成されている。我が国でも、現行の民法典の前に成立したものの施行されなかった旧民法は、基本的にこの方式を採用していた。これは、旧民法がフランス人であるボアソナードによって起草されたためである。

### 3 我が国の民法でパンデクテン方式が採用された理由

なお、我が国の民法でパンデクテン方式が採用された理由については、必ずしも明らかではないが、制定当時のドイツ民法草案がパンデクテン方式であることに影響を受けたためなどといわれているものと承知している（注1）（注2）。

（注1） 現行民法の起草者の一人である穂積陳重は、旧民法を批判した際に、総則が必要であることなどを主張していた。

（注2） パンデクテン方式の方がより近代的であり、理論的に体系化されていると評価されているとの評価もされている。

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

14問 今回の法改正において、パンデクテン方式の見直しについてどのような議論が行われたのか、法務当局に問う。

(答)

1 パンデクテン方式の見直しの議論

法制審議会における審議の過程では、規定の配置について、法律行為の規定を第3編債権に置くべきであるという考え方の当否を始め、いくつかの考え方について議論されたが(注1)、この議論は、いずれも、今回の改正が民法のうち債権関係の規定を対象とするものであったことなどから、パンデクテン方式自体を見直すものではなく、現行のパンデクテン方式による編別構成を基本的には維持することを前提としたものである。

(注1) 規定の配置について検討されたものとしては、このほかに、①時効の規定のうち債権の消滅時効に関するものを第3編債権に置くべきであるという考え方の当否、②債権総則と契約総則の規定を統合するという考え方の当否、③債権の目的の規定を適切な場所に再配置する考え方の当否、④典型契約の配列について有償契約を無償契約より先に配置する考え方の当否がある。

2 規定の配列

なお、パンデクテン方式を見直すこととした場合には、規定の配列が全般的に変わることとなるため、民法の条文番号が全く新たなものとなり、実務への影響が極めて大きいものとなってしまう懸念があり、この点からも相当ではないと考えられる。

[しかし、民法の条文については、今回の見直しの対象である債権関係の規定(注2)に限っても、公序良俗に関する第

90条や、債務不履行による損害賠償に関する第415条に代表されるように、従来の条文番号が長年にわたって法律実務等の関係者に浸透しているものがあるため、これを可能な限り維持することが相当であると考えられる。

そこで、改正法案では、規定内容の大幅な変更を伴う消滅時効や売買に関する規定など（注3）を除き、従来の条文番号を極力維持するように努めている。】

（注2）民法には、第1編「総則」、第2編「物権」、第3編「債権」、第4編「親族」及び第5編「相続」の全5編がある。今回の民法（債権関係）の改正においては、第3編「債権」の規定のほか、債権との関わりの深い規定で第1編「総則」に配置されているもの（意思表示、消滅時効など）についても検討対象としており、これらを合わせて「債権関係の規定」と呼んでいる。

（注3）本文にある消滅時効や売買に関する規定以外で従来の条文番号を変更しているのは、①現行法第105条（復代理人を選任した代理人の責任）の削除に伴って1条ずつ前にずれした第106条（法定代理人による復代理人の選任）及び第107条（復代理人の権限等。なお、改正法第107条の新設により、それ以降は条文番号に条ずれは生じていない。）、②改正法第490条（合意による弁済の充当）の新設に伴って1条ずつ後ずれした現行法第490条（数個の給付をすべき場合の充当。現行法第491条の削除により、それ以降は条文番号にずれは生じていない。）など、ごく一部にとどまる。

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

15問 一般条項と呼ばれる条文は、法律要件と法律効果  
が抽象的で分かりにくいと考えるが、一般条項は、ど  
のような役割があるのか、その意義について、法務當  
局に問う。

(答)

一般条項とは、法律行為の要件や、権利の行使方法等について抽象的・一般的概念を用いて定めた規定をいうなどとされ、例えば、民法では、信義誠実の原則や権利濫用禁止の原則を定めた第1条、公序良俗に反する法律行為を無効とする第90条が、これに当たる。

このような一般条項は、その適用範囲が極めて広範なものとなるが、そのため、個別の事案において、ある個別の規定を型通りに適用したのでは不当な結論となる場合に、一般条項を適用することで、不当な結論を回避し、柔軟で妥当な解決を可能とするという機能を果たすものということができる。

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

16問 民法第1条第2項の信義誠実の原則とは、どのような要件を満たした場合に、どのような効果をもたらすものか、法務当局に問う。

(答)

信義誠実の原則とは、社会共同生活の一員として、互いに相手の信頼を裏切らないように誠意をもって行動することを要求するルールのことをいうなどとされている。

信義誠実の原則は、権利の行使及び義務の履行全般に関する指導原理であり、その要件及び効果は、具体的な適用場面ごとに異なるものであるため、一般的にご説明することは困難であるが、例えば、契約条項が一方の当事者に不当に不利益であるような場合に、その契約条項の効力を制限するという形で適用されたり、使用者が、被用者の不法行為によって損害を被った被害者に対して損害を賠償したような場合に、使用者から被用者に対する求償権の行使を制限したりするといった形で適用されている。

#### 【参照条文】

##### (基本原則)

第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならぬ。

3 権利の濫用は、これを許さない。

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

17問 民法第1条第3項の権利濫用とは、どのような要件を満たした場合に、どのような効果をもたらすものか、法務当局に問う。

(答)

権利濫用とは、一般に、形式上は権利行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的及び内容を逸脱するため、実質的には権利の行使として許容することができないことをいうなどとされている。

そして、権利濫用と認められるか否かは、主観的要素と客観的要素を考慮して判断されるといわれている。主観的要素としては、その権利行使が、権利者になんらの利益ももたらさないのに、ただ相手方を害する目的のみでされたか否かなどが問題となる。また、客観的要素としては、権利者個人の利益と相手方又は社会全体に及ぼす害悪との比較衡量がされることになる。

権利濫用と認められる場合には、その権利行使の効果が生じないことになる。また、権利濫用と認められる場合に、その行為によって相手方の利益を害している場合には、不法行為に基づく損害賠償責任が生じ得ることになる。

#### 【参照条文】

##### (基本原則)

第一条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならぬ。

3 権利の濫用は、これを許さない。

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

18問 契約自由の原則とは何か、法務当局に問う。

(答)

1 現行法における基本原則

契約自由の原則は、近代私法の基本原則といわれている。

具体的には、①契約の相手方の選択を含めた、契約を締結し又は締結しない自由、②契約の内容を決定する自由、③書面でするか口頭でするかなどの契約締結の方式(書面か口頭かなど)の自由がその内容であるといわれている(注)。

2 改正の趣旨

これらの基本原則は、確立した法理として一般的に認められているものであり、民法を国民一般に分かりやすいものとするためには明文化することが望ましいため、改正法案においては、これらを明文化することとしている(第521条、第522条第2項)(注)。

(注) 契約の相手方の選択の自由については、契約締結の自由とは別のものと整理されることが多いが、誰を相手方として契約を締結するかどうかという問題と整理することができるため、改正法案においては、契約締結の自由に含まれると整理し、第521条第1項とは別に規定を置いていない。

(参照条文)

改 正 案

現 行

(契約の締結及び内容の自由)

第五百二十二条 何人も、法令に特別の

定めがある場合を除き、契約をするか  
どうかを自由に決定することができる。

2 契約の当事者は、法令の制限内にお  
いて、契約の内容を自由に決定するこ  
とができる。

(新設)

(契約の成立と方式)

第五百二十三条 (略)

2 契約の成立には、法令に特別の定め  
がある場合を除き、書面の作成その他  
の方式を具備することを要しない。

(新設)

平成29年5月25日(木)  
山口 和之(無所属)

参・法務委員会  
対法務当局(民事局)

19問 どの条文が任意規定で、どの条文が強行規定かは非常に重要であるが、国民は何を基準に判断すればよいのか、法務当局に問う。

(答)

### 1 強行規定と任意規定

法令の規定のうち、当事者の意思いかんにかかわらず適用されるものを強行規定といい、当事者間の特約が優先し、当該規定と抵触する特約がない場合に適用されるものを任意規定という。

### 2 区別

ある法規がそのいずれであるかについては、条文に、「別段の意思表示がないときは」とある場合のように、任意規定であることが形式上明らかであることもあるが(注)、一般的には、その条文の文言から形式的に区別がされるものではなく、その法規の趣旨などから具体的に判断することになるといわれている。また、ある条文が強行規定と言われる場合にも、例えば、一方当事者に不利な場合にのみ強行規定として扱われるといったこともあり得るため、これを一概に示すことには困難も伴うものである。

もっとも、改正法案においては、事業のために負担した貸金等債務を主債務とする保証契約については、公証人による意思確認手続を経なければ、無効とする規定を置くが、この規定は保証人保護を図るものであり、当事者の意思によって、そのような確認手続を省略することはできず、法務省としても、これは強行規定であると解している。

(注) このような例として、民法第404条第1項がある。

### 3 今後の周知

したがって、改正法案における規定が強行規定であるのか、任意規定であるのかについては、先ほどの規定のように明瞭に強行規定と言うべき規定については積極的に強行規定であることを含めた周知を図ることが適切であると考えられるし、それ以外の規定についても、その判断の根拠となる規定の趣旨の周知が重要であることから、国民各層に対して効果的な周知活動を行ってまいりたい。

(対大臣・副大臣・政務官)  
5月25日(木) 参・法務委

民事局 作成  
山口 和之 議員(無)

20問 本法案成立後に着手すべき優先順位の高い民法の問題は何か、民法をより良いものにしていくための決意とともに、法務大臣に問う。

### 〔結論〕

- 民法の各規定は、国民生活を支える最も基本的な法的インフラであり、広く国民一般に適用されるものである。このような性格を持つ民法の規定について、社会経済の変化に適切に対応させていくことは重要である。
- その中でも優先順位の高いものとして、例えば、民法の成年年齢を18歳に引き下げる内容の民法改正案について、現在、法案提出に向けた準備作業を進めているところであり、適切な時期に法案を提出する考えである。
- また、相続法制の分野については、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、法制審議会民法(相続関係)部会において、平成27年4月から調査審議が進められているところである。
- これらの事項を含めて、今後とも、民法を社会経済の変化に対応させ、より適切なものにするため、具体的な改正の必要性を見極めながら、見直しを検討してまいる所存である。

【責任者：民事局 筒井民事法制管理官 内線 ■ 携帯電話 ■】